

令和6年度 天草市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障がい者就労施設等からの物品等調達の一層の推進を図る。

2 適用範囲

この方針は、天草市の全組織を対象とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

本調達方針で優先的に調達することとする障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所等
 - ア 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行うものに限る）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき、障がい者の地域における作業活動の場として必要な費用の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所（※）

(※) 重度障がい者多数雇用事業所は以下①から③までの要件を全て満たすものとする

 - ①障がい者の雇用者数が5人以上
 - ②障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定する自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
- (5) 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障がい者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)第203条に規定する
基準該当就労継続支援B型事業所及び第94条に規定する基準該当生活
介護事業所

- 4 調達を推進する障がい者就労施設等が供給する物品等
本調達方針により調達を推進する障がい者就労施設等が供給する物品等は、
以下に掲げるものとする。
 - (1) 事務用品、書籍、食料品、飲料品、小物雑貨などの物品、その他障がい
者就労施設等が提供可能な物品
 - (2) 印刷、クリーニング、清掃、施設管理、情報処理、テープ起こし、その
他障がい者就労施設等が提供可能な役務

- 5 調達の推進方法
障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、次のような方法
を実施する。
 - (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進のため、毎年度、調達目
標を設定する。
 - (2) 障がい者就労施設等が供給する物品等については、当該施設等からの情
報をもとに適用部署に対して情報を提供する。
 - (3) 障がい者就労施設等から物品等を優先的に調達するよう、適用部署に対
し依頼する。

- 6 障がい者就労施設等が供給する物品等の調達目標
令和6年度に本市が達成すべき優先調達の目標を以下のとおり定める。
優先調達の目標額 2, 9 6 3 万円以上

- 7 調達の方針及び調達実績の公表
 - (1) 方針の策定又は見直しを行ったときは、市ホームページ等により公表す
る。
 - (2) 調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、市ホームページ等により
公表する。

- 8 その他
障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じ
て、本方針の見直しを行うものとする。